

## ◎独立行政法人大学評価・学位授与機

### 構法の一部を改正する法律

(平成二十七年五月二十七日法律第二十七号)

#### 一、提案理由(平成二十七年四月二六日・参議院文教科学委 員会)

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府においては、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、同方針を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律

第一に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継します。

第二に、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称します。

第三に、独立行政法人国立大学財務・経営センターが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めます。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

#### 二、参議院文教科学委員長報告(平成二十七年四月二二日)

○水落敏栄君 たいいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させるとともに、同機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とする等の措置を講じようとするものであります。

七五

委員会におきましては、大学改革における新法人の役割、大学評価の在り方、独立行政法人改革の方向性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院文部科学委員長報告(平成二十七年五月一九日)

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十五年十二月に閣議決定されました独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえまして、独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合して、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とし、その名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十二日本委員会に付

託され、翌十三日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。

質疑終局後、維新の党より修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、討論、採決の結果、維新の党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。